

奈良県決定

大和都市計画道路の変更について
【西九条佐保線の変更】

次の付議案を提出する。

平成27年10月28日

奈良県都市計画審議会会长

都 計 第 8 9 号
平成 27 年 10 月 27 日

奈良県都市計画審議会会長 殿

奈良県知事 荒井 正吾

大和都市計画道路の変更について

【西九条佐保線の変更】

(付議)

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する
同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議する。

大和都市計画道路の変更（奈良県決定）

都市計画道路中3・3・100号西九条佐保線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置		区 域		構 造		備 考
	番 号	路 線 名	起 点	終 点	主な経過地	延 長	構造形式	車線の数	幅 員
3・3・100	西九条佐保線	奈良市東九条町 奈良市法華寺町	奈良市西九条町二丁目、四 丁目、杏町、八条二丁目、三 丁目、大安寺二丁目、三 丁目、大安寺西三丁目、悉 の堀一丁目、二丁目、大森西町、三条桧 町、三条栄町、三条添川 町、大宮町三丁目、四 丁目、五丁目、六丁目、芝辻 町二丁目、三丁目、四丁 目、法蓮町	約4,000m	4 車線 (12~31.5m)	J R関西本線と立体交差 近鉄奈良線と平面交差 9箇所 幹線街路と平面交差 9箇所 すべて奈良国際 文化観光都市建設 計画道路			
幹 線 街 路	車線数の内訳		2 車線 4 車線		約1,590m 約2,410m				

なお、近鉄新大宮駅南側（奈良市大宮町六丁目地内）に約1,100mの駅前広場、
近鉄新大宮駅北側（奈良市芝辻町四丁目地内）に約2,400mの駅前広場を設ける。

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由：別紙、理由書のとおり

都市計画道路 西九条佐保線の変更理由書

1. 路線の概要

都市計画道路 西九条佐保線（以下「西九条佐保線」という。）は、起点を奈良市東九条町、終点を奈良市法華寺町とし、奈良市内を南北に縦断する標準幅員23m、4車線、延長約4,000mの幹線街路である。

本路線は、京奈和自動道（大和北道路）の（仮称）奈良インターチェンジ（以下「（仮称）奈良IC」という。）から奈良中心市街地にアクセスする道路に位置付けられ、市内中心部の交通機能を向上させる重要な役割を担っている。

昭和41年に都市計画決定され、平成20年3月に、京奈和自動車道（大和北道路）の都市計画決定にあわせ、京奈和自動道（大和北道路）の（仮称）奈良ICと連結し、（仮称）奈良ICから都市計画道路 大森西町線（以下「大森西町線」という。）付近までの約980mの間を高架構造に変更した。

整備状況は起点から北へ約800m区間（2車線）及び都市計画道路 大宮通り線から終点までの約500m区間（4車線）の合計約1,300m区間が完成している。

2. 都市計画道路の変更内容

（1）変更の理由

（仮称）奈良IC周辺地域においては、都市計画道路 八条紀寺線（以下「八条紀寺線」という。）が（仮称）奈良ICやJR関西本線を高架で越える構造で計画されていたが、将来交通量が大幅に減少するという社会情勢の変化を受け、都市計画道路としての必要性を検討したところ、その必要性が認められない結果となった。今回、八条紀寺線の廃止と併せてこの地域の交通や土地利用のあり方を検討した結果、JR関西本線を高架化し西九条佐保線を平面化することが地域分断の解消、地域交通の円滑化及び都市機能の向上に寄与するため都市計画を変更するものである。

（2）変更の内容

（仮称）奈良IC付近から都市計画道路 大森高畠線までの約1,490m区間にについて以下の変更を行う。

- 1) （仮称）奈良ICから大森西町線付近までの2車線の高架道路（ランプ）約980mを、（仮称）奈良ICからJR関西本線との立体交差付近までの約260mに変更する。
- 2) 嵩上式構造から地表式構造への変更により、道路線形及び区域を変更する。